

書 き 方

1 減免措置の対象となる資産

① 土地

被害面積が当該土地の10分の2以上であるもの。

② 家屋

全壊、大規模半壊又は半壊と認定された家屋
被害家屋の価格が10分の2以上減じた家屋

③ 償却資産

家屋に準ずる被害があったもの

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意して下さい。

① 土地の「地目」、「面積」欄：

課税明細書等により記載して下さい。

土地の「被害状況」欄：

地滑り、隆起、陥没等と記載して下さい。

土地の「被害面積」欄：

概算の面積で記載しても構いません。

実測の必要性はありませんが、状況に応じて調査することもあります。

② 家屋の「取得価額」欄等：

国税局発行の「東日本大震災に被害を受けた方へ(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)」等を参考にして計算して下さい。

「取得価額A」について、取得価額が明らかでない場合は、別表1「構造別工事費用表(1㎡当たり)に総床面積を乗じて得た額となります。

減価償却費は、取得価額×0.9×償却率(参考)×経過年数(6月以上は1年、6月未満は切り捨て)で計算して得た額です。

「被災直前における価額(時価)①」とは、取得価額から減価償却費を控除した額です。

原状回復費用とは、被災直前の資産に戻すための費用であり、資産価値を高めるための費用や今回の震災に関係しない経費は含まれません。

原状回復費用と資産価値を高める費用との区分が困難な場合は、工事費等の30%を原状回復費用とします。

工事業者等の領収書、見積書等がない場合は、別表3の被害割合表により算出することになります。(被災直前における価額(時価)①×別表3)

③ 償却資産

償却資産の損害の程度の計算書は、資産数が多数存在するものと予想されるため、手持ちの償却資産明細書に家屋の記載基準に準じてその明細書に記載するようお願いします。